

ー都税についてのお知らせー

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成30年8月1日（水）に発送します。

<納期限>平成30年8月31日（金）

<ご利用になれる納付方法>

- ①金融機関^{*1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替^{*2} ③コンビニエンスストア^{*3}

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

- ④金融機関^{*1}・郵便局の  (ページ) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{*4}

- ⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト (<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>) へアクセスし、
お手続きください。

注意 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。
その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。
詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4  (ページマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を全て満たすものが対象となります。 ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div> ※ 上記要件を満たした場合でも、住宅用の建物（アパートやマンション等）に設置した設備、貸付の用に供する設備、中古設備及び都の助成を受けた設備等は、減免対象になりません。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可
申請期限	個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 平成29年中に対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した方は、平成30年度個人事業税の納期限までに申請する 必要があります。申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんので、ご注意ください。 ※第1期期限後、第2期納期限までに減免申請をした場合は、第2期納付分の2分の1が減免の上限額になります。

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください ～

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 立川都税事務所事業税課（個人事業税班） 042-523-3173
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091